

学校いじめ防止基本方針

31年4月改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒が在籍する学校に在籍している生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の**対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

したがって、客観的に見ていじめであるかないかということは判断材料でなく、本人が「いじめられた」と感じた者に関しては全ていじめであるととらえて対応する。

(2) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止のための組織」を活用する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、**いじめられた生徒の立場に立つ**ことが必要である。

いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応をする。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめ防止に関わる基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした**いじめの未然防止の観点**が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、職員、生徒が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「**いじめは決して許されない**」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、**心の通う人間関係を構築する能力**の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、**ストレスに適切に対処できる力**を育むことが必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、**自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり**も未然防止の観点から重要である。

また、これらに加えあわせて、いじめの問題への取組の重要性について保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの防止（未然防止のための取り組み）

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。**居場所づくりや絆づくり**をキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に生徒が様々なストレス（スレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減ると考えられる。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがつくりだしていくことができれば、それが未然防止の第一歩となる。

(1) わかる授業づくりを進める

すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間である。授業が生徒のストレスになっていないか、授業の中で生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイントである。

テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながるはずである。

いじめの防止のための年間計画の中に研推による研究授業を位置づけ、研究授業の中で、教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。授業中の規律の問題なども、互いの授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決させる。例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、互いに参考にし、学校として揃えていくべき事柄を明確にする。

(2) いじめに関わる教員研修を行う

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする例がある。深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている生徒や、まわりで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになりかねない。障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解を深めることも、認識や言動を改めるうえで必要である。

(3) 行事等により人間関係を醸成する

友人関係のストレスは勉強に関するストレスとともに大きな要因であるから、友人関係、集団づくり、社会性の育成を行う。

各学年宿泊研修、体育祭、合唱祭、職場体験学習、福祉体験学習、結心の会、ボランティア活動等の行事で、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、どのような生徒の組み合わせで場や機会を設定していくのがよいのか、活動に関わる大人はどのような場面でどのように働きかけを行うのがよいのかなどを模索しながら進める。

(4) 学級の人間関係を見直す

道徳の時間や学級活動、ホームルーム活動の時間などで、常時、学級単位の指導は行いながら、生徒の人間関係のトラブルが起きやすい時期をふまえ、**4月下旬や9月上旬**に年間計画に位置づけ、全ての学級で、友人関係や生徒どうしのつながりの関係を見直すようにする。

相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒は、自分自身も他者から認められていたり、認められた体験を持っていたりする生徒（すなわち自己有用感を獲得している生徒）である。自分も認められている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできる。

(5) 生徒会活動で絆づくりをすすめる

生徒会活動で生徒会行事や常時活動を行う時に、『「ありがとう」と言える仲間の行動』、『かけ

られてうれしかった言葉』等の絆づくりを進め、価値ある行動や言動を位置づけ、評価活動をすすめる。

生徒会活動を通してストレスを生まない学校づくりを進める、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育む、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールするなど、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのために、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

(6) 情報モラル教育をすすめる

ネット上の生徒指導的問題を未然に防ぐためにも、情報機器の使用状況を把握し、家庭と共に情報モラル教育をすすめる。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等）

早期発見に大切なことは、以下の3点である。

- (1) アンテナを高くし、生徒のささいな変化に気づくこと
- (2) 気づいた情報を確実に共有すること
- (3) (情報に基づき) 速やかに対応すること

生徒の変化に気づかずにいじめを見逃したり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にしない。

(1) 生徒の変化に気づくために

- ・学級日誌の記述からクラスの様子をうかがい知る。
- ・個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わす日記等を活用する。
- ・保健室の様子を聞く。（授業に行く途中にのぞく）
- ・保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子を把握する。
- ・心のアンケート(5年保管)&QIの実施。年5回(期の始め)。普段から生徒の生活を把握する。
- ・すこやかウィーク(二者懇談)の実施。(6月期末テスト前、その他必要に応じて)

(2) (情報に基づき) 速やかな対応

被害者がいじめに関して自ら相談するというのは、なかなか難しいことである。とりわけ「暴力を伴わないいじめ」の場合、第三者に話すことすら苦痛や屈辱と考えることもある。生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みこじったりすることがないように気をつける。やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、後で話を聞くと対応してもらえなかった等のないようにする。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

(1) いじめに対する対応

いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

判断材料が不足する場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

- ・被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで「組織」が対応する。

問題の解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことではなく、生徒の人格の成長の主眼を起し、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も

見守り続ける。

- ・いじめが「重大な事態」と判断される場合は、校長からの指示に従って必要な対応を行う。

(2) 被害生徒やその保護者への支援、加害生徒やその保護者への助言

- ・一方的、一面的な解釈で対処しない
- ・迅速に保護者に連絡する
- ・教育的配慮のもとでのケアや指導を行う
- ・プライバシーを守る

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応をする。あくまでも組織として対応する。

(3) いじめがおきた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるようにする。

年間計画に位置づいた取組を利用するか、臨時の学活や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(4) ネット上のいじめへの対応の場合

学校単独で対応することが困難と判断する場合には、校長と相談しながら対応する。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産的重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、各部の専門機関に援助を求める。

※参考 文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」

5 いじめの防止等（未然防止、早期発見、対応）の対策のための組織

組織の役割とそれを担う組織

(1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

いじめ未然防止・対策委員会

（校長・教頭・教務・生徒指導・学年主任・養護教諭・該当担任・SC）

(2) 教職員の共通理解と意識啓発

教頭・生徒指導・学年主任

※校内研修をかねて「取組評価アンケート」の分析をすべての教職員で行い周知徹底を図る。

(3) 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

教頭・生徒指導・教育相談

(4) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

教育相談・学年主任・各担任

(5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

いじめ未然防止・対策委員会

（校長・教頭・教務・生徒指導・学年主任・養護教諭・該当担任・SC）

(6) 発見されたいじめ事案への対応

いじめ未然防止・対策委員会

（校長・教頭・教務・生徒指導・学年主任・養護教諭・該当担任・SC）

6 いじめの「解消」の定義

いじめは、謝罪をすれば解消ではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要で

ある。ただし、必要に応じ、他の事情も考慮して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

実際に解消されたかどうかは、被害・加害児童生徒の様子を注視し、期間が経過した上で、被害児童生徒者との面談等により、判断する。必要に応じて外部専門家による面談や、期間の延長も必要である。また、解消している状態になっても、いじめが再発する可能性を考え、学校職員は、いじめの被害・加害児童生徒について日常的に注意深く観察する必要がある。

7 いじめ防止のための年間計画

月	絆づくりの行事	絆づくり学活	アンケート	面談	職員研修
4		仲間づくり	心のアンケート Happy Life Project	二者懇談	学校基本方針確認 Ⅰ期提案
5	1年各務原研修 3年東京研修 2年名古屋研修	研修振り返り	ハイパーQUテスト	二者懇談	
6		研修振り返り	心のアンケート Happy Life Project	すこやかウィーク 二者懇談	Ⅱ期提案 アンケートチェック
7		1学期振り返り			人権教育研修
8			心のアンケート Happy Life Project		QU研修 Ⅲ期提案
9	体育祭	体育祭絆づくり			
10	2年職場体験学習	前期振り返り	心のアンケート Happy Life Project		Ⅳ期提案
11	合唱祭	合唱祭振り返り			アンケートチェック
12	1年福祉施設訪問	2学期振り返り			
1	立志式		心のアンケート Happy Life Project		Ⅴ期提案
2	結心の会				
3	卒業式	3学期振り返り			

※心のアンケートは金庫で5年間保管する。

※すこやかウィーク（二者懇談）は、6月期末テスト前、その他必要に応じて行う

8 重大事態への対応

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力